

宇部市テニス協会表彰規程

(設置)

第1条 宇部市テニス協会（以下「協会」という。）規約第16条に基づき、宇部地区のテニスの振興と発展に寄与したと協会が認めた個人及び団体を表彰する制度を設置する。

(対象)

第2条 表彰の対象は、以下のいずれかに該当する個人及び団体とする。

- (1) 協会が主催するエントリー数13以上の個人戦において3位以上の成績を収めた者
- (2) 協会が主催するエントリー数7以上12以下の個人戦において2位以上の成績を収めた者
- (3) 協会が主催するエントリー数6以下の個人戦において優勝した者
- (4) 協会が主催する団体戦において2位以上の成績を収めた団体
- (5) 協会が主催する大会において、同一大会同一種目で5年連続優勝を達成した者
- (6) 山口県ランキング又は全国大会等において優秀な成績を収めた個人又は団体
- (7) 宇部地区のテニスの振興と発展に寄与したと協会が認めた個人又は団体

(表彰期間)

第3条 表彰の対象となる期間は、毎年2月1日から翌年1月末日までとする。

(表彰適合者の選出)

第4条 第2条第6号に該当する者については、協会規約第15条に定める、当該年度における個人登録及び登録費を納入している者とする。

2 第2条第6号～7号に該当する個人または団体については、理事会において最終決定する。

(表彰方法)

第5条 第2条第1号から第4号の該当者は各大会において表彰する。また、第5号から第7号の該当者は総会で表彰する。

(細則)

第6条 この規程の施行に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は平成15年3月1日より施行する。

平成17年3月1日一部改正

平成23年3月1日一部改正

平成20年3月1日一部改正

平成25年3月1日一部改正

平成26年3月1日一部改正